

2019年8月29日

各位

会社名 株式会社 アミファ
代表者名 代表取締役社長 藤井 愉三
(コード番号：7800 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部長 村山 和治
(TEL. 03-6432-9500)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2019年8月15日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2019年8月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 527円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 239,785,000円
- (3) 仮 条 件 620円 から 660円
- (4) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

① 親引け先の概要

アミファ従業員持株会

（理事長 佐川 陽都）

東京都港区北青山二丁目13番5号

② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、45,000株を上限として、2019年9月9日（募集価格等決定日）に決定される予定。）

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分価格（募集価格）と同一となり、募集価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
ウイステリア合同会社	千葉県浦安市美浜四丁目9番15号	1,150,000	41.37	1,150,000	35.55
レイクラム合同会社	千葉縣市川市幸一丁目2番19号	803,000	28.88	803,000	24.82
藤井 愉三	千葉県浦安市	350,000	12.59	100,000	3.09
藤井 俊行	千葉縣市川市	347,000	12.48	97,000	3.00
アマファ従業員持株会	東京都港区北青山二丁目13番5号	20,000	0.72	65,000	2.01
村山 和治	東京都世田谷区	20,000 (5,000)	0.72 (0.18)	20,000 (5,000)	0.62 (0.15)
米田 康三	千葉県浦安市	15,000	0.54	15,000	0.46
山田 昭	東京都世田谷区	15,000	0.54	15,000	0.46
蒲生 邦道	千葉県我孫子市	15,000	0.54	15,000	0.46
佐藤 勝男	千葉県柏市	15,000	0.54	15,000	0.46
計	—	2,750,000 (5,000)	98.92 (0.18)	2,295,000 (5,000)	70.94 (0.15)

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2019年8月15日現在のものであります。
2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2019年8月15日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け（45,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	455,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	500,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	143,200株

(※)

(2) 需要の申告期間 2019年9月2日(月曜日)から
2019年9月6日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2019年9月9日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2019年9月10日(火曜日)から
2019年9月13日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2019年9月18日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2019年9月19日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である藤井愉三及び藤井俊行(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、143,200株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2019年9月26日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2019年9月19日から2019年9月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である藤井愉三及び藤井俊行並びに当社の株主であるウイステリア合同会社、レイクラム合同会社、村山和治、米田康三、山田昭、蒲生邦道及び佐藤勝男並びに当社の新株予約権者である吉田誠、佐川陽都、小松明彦、齋藤雅哉、田中貴信及び西川輝は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の 2019 年 12 月 17 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社の株主であるアミファ従業員持株会は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2020 年 3 月 16 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2020 年 3 月 16 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による自己株式の処分、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（2020 年 3 月 16 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。